

## 特別口座と失念株主の対応

制度調査部  
横山 淳

### 株券ペーパーレス化レポート No.29

#### 【要約】

2007年12月14日、2009年1月実施予定の株券電子化の細目を定める政省令が公布された。この中で、「失念株主」が権利を回復する手続の詳細も示されている。

具体的には、相続等を証明する書面を提出して請求、株券廃止後1年以内に、旧株券と株券廃止前にそれを取得したことを証明する書面を提出して請求が掲げられている。

ただし、これらの手続の完了前に、善意無重過失の第三者に転売されてしまったような場合には、権利回復は困難となるだろう。

本稿は、2007年10月16日付レポート「特別口座と失念株主に関する政省令案」を、最終的な政省令に基づいて書き改めたものである。

#### はじめに

2009年1月に予定される株券電子化まで残り1年を切った<sup>1</sup>。

2007年12月14日付の官報には、株券電子化の細目を定める政省令として、「社債等の振替に関する法律施行令の一部を改正する政令」及び「社債等の振替に関する命令の一部を改正する命令」が公布された（以下、これらを総称して改正政省令と呼ぶ）<sup>2</sup>。

本稿では、改正政省令のうち、株主名簿の名義書換を忘れた株主（以下、「失念株主」）が権利を回復する手続の詳細に関する部分を紹介する。

まず、1.で株主の株券電子化対応の概要を説明し、2.で改正政省令に基づいて、「失念株主」が権利を回復するための手続を説明する。

### 1. 株主の株券電子化対応の概要

改正政省令の内容を説明する前に、株主の株券電子化対応の概要をおさらいしておきたい。

2009年1月に予定される上場会社の株券電子化により、上場会社の株券は一斉に無効となる。

<sup>1</sup> 正確な日付は、「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」の施行日を定める政令の公布（2008年秋頃の予定）を待たなければならない。ただし、実務レベルでは、2009年1月5日実施を想定した各種の日程の準備が進められている（証券保管振替機構「株式等振替制度への移行時におけるコーポレートアクション等の取扱いについて」（2007年11月26日）など参照）。

<sup>2</sup> 2007年12月14日付官報号外第285号。なお、これらの政省令の新旧対照表などは金融庁のウェブサイト（<http://www.fsa.go.jp/news/19/syouken/20071213-1.html>）に掲載されている。

即ち、実質的に「紙切れ」同然となる。

もちろん、株券が無効になったからといって、株主の権利が喪失してしまう訳ではない。株主が従来の権利を保持したまま、円滑に株券電子化が実施されるための対応策が設けられている。

対応策は、株主が事前に証券保管振替機構（以下、「ほふり」）に株券を預託しているか否かで、大きく異なっている。

### (1) 「ほふり」に預託している場合

「ほふり」に株券を預託している株主の場合は、（現在でも）上場株式に関する売買や権利行使などは証券会社等に開設された口座で処理されており、現物の株券のやりとりは行われていない。そのため、一足早く、流通面で株券のペーパーレス化が実現していることになる。

そのため、株券電子化への対応は「ほふり」、証券会社、発行会社間の事務処理のみで完了し、株主自身は特別な手続を行う必要はない。従来のほふり口座（のデータ）がそのまま新制度の振替口座（のデータ）に引き継がれ、株券電子化後も従来通り、株式の売買や権利行使が可能である。

### (2) 「ほふり」に預託していない場合（いわゆる「タンス株」など）

#### (A) 名義書換は完了している場合

「ほふり」に株券を預託していない株主の場合、株券電子化と同時に株券は無効となり、しかも株主としての権利を管理する口座も存在しないという状態に陥ることとなる。そのままでは、株主としての権利が宙に浮くことになってしまう。

そこで、「ほふり」に株券を預託していない株主の権利を保全するため、法律上、発行会社が（発行会社の指定した）信託銀行等に（株主名義の）特別口座（発行会社設定口座）を開設し、その株主の権利を保全することとされている（「株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律」（以下、株式等決済合理化法）附則8条）。

株式が特別口座で管理されることとなった場合、株主は保有する株式の移転（譲渡、贈与、担保設定）については大きく制限されることとなる。即ち、特別口座から他の口座への振替が認められるのは、原則として、特別口座の名義人と同一の名義人の口座に振替を行う場合と、発行会社の口座に振替を行う場合に限られる。つまり、株主が自分自身で別途、証券会社などに開設した口座に移管する場合が、発行会社に単元未満株の買取請求などを行う場合を除いては、他の口座に移転できないことになる。

しかし、配当や議決権といった株主としての権利そのものは、（特別口座での管理を通じて）株券電子化後も保全されることとなる。

#### (B) 名義書換を失念している場合

特別口座の開設手続は、株主名簿の記載内容に基づいて処理されることとなっている。そのため、（株主名簿の名義書換を失念している）「失念株主」については、その株主のための特別口座は開設されず、株主名簿上の名義株主の特別口座が開設されることとなる。

その結果、そのままでは「失念株主」の権利は保全されず、最悪の場合には権利を喪失する危険性もある。

## 2. 「失念株主」の権利回復手続（改正政省令に基づく）

株券電子化に伴って、権利を喪失するような事態を防止するためには、株券電子化前に次の 又は の対応を行っておくことが望ましいことは言うまでもない。

証券会社等を通じて証券保管振替機構に預託する。

株主名簿管理人(いわゆる証券代行の信託銀行等)を通じて株券の名義書換を行う。

しかし、万が一、これらの手続が間に合わなかった場合を想定して、「失念株主」のために一定の救済措置も設けられている。

具体的には、「失念株主」は、一定の手続に従って、発行会社（実際には信託銀行等に事務が委託されるであろう）に対して、以下のことを申請することができるのである（株式等決済合理化法附則 8 条 4 項、「社債、株式等の振替に関する法律」（以下、社債・株式等振替法）133 条 2 項）

### 「失念株主」名義の特別口座の開設

株主名簿上の名義株主の名義で開設された特別口座から、「失念株主」名義の特別口座への株式の振替

### (1)申請ができる者

改正政省令では、上記の救済措置に基づいて申請を行うことができる者を、次のように定めている<sup>3</sup>（「社債、株式等の振替に関する命令」（以下、社債・株式等振替命令）16 条）

（既存の会社が株券電子化を行う場合） 株券電子化のための通知（ 1 ）前にその株式を取得した者であって、株主名簿に記載・記録がされていないもの

（取得条項付株式の取得の対価として、電子化された株式（振替株式）が交付される場合） 取得条項発動のための通知・振替申請（ 1 ）前にその取得条項付株式を取得した者であって、株主名簿に記載・記録がされていないもの

（全部取得条項付種類株式の取得の対価として、電子化された株式（振替株式）が交付される場合） 全部取得条項発動のための通知・振替申請（ 1 ）前にその全部取得条項付種類株式を取得した者であって、株主名簿に記載・記録がされていないもの

（株式無償割当てとして、電子化された株式（振替株式）が交付される場合） 株式無償割当てのための通知・振替申請（ 1 ）前に、その株式無償割当てを受ける株主の有する株式を取得した者であって、株主名簿に記載・記録がされていないもの

<sup>3</sup> 厳密には、改正政省令は、株券電子化後に新規上場などが行われるケースを想定した記述となっている。ただ、基本的には、2009 年 1 月に予定される上場会社の株券電子化の一斉移行についても、同様だと思われる。

(合併に際して、電子化された株式(振替株式)が交付される場合) 合併のための通知・振替申請( 1 )前に、消滅会社の株式を取得した者であって、株主名簿に記載・記録がされていないもの

(株式交換に際して、電子化された株式(振替株式)が交付される場合) 株式交換のための通知・振替申請( 1 )前に、株式交換をする会社( 2 )の株式を取得した者であって、株主名簿に記載・記録がされていないもの

(株式移転に際して、電子化された株式(振替株式)が交付される場合) 株式移転のための通知・振替申請( 1 )前に、株式移転をする会社の株式を取得した者であって、株主名簿に記載・記録がされていないもの

上記 ~ の対象となる株式を目的とする質権の設定を受けた者であって、株主名簿に記載・記録がされていないもの

上記 ~ の相続人その他の一般承継人

( 1 ) 各種の手続のために発行会社が振替機関(ほふり)に行う通知・振替申請のこと(社債・株式等振替法 130 条 1 項)。

( 2 ) 株式交換により完全子会社となる会社を意味するものと思われる。

単純に既発行の株券が電子化される場合だけではなく、合併、株式交換、株式無償割当てなどの結果、電子化された株式(振替株式)が交付されるケースについても、「失念株主」の救済措置が適用されることとなる。

加えて、対象となる株式の略式質権者( )、「失念株主」の相続人等<sup>4</sup>( )も救済措置の対象とされている。

ただ、略式質権者の場合、救済措置の手続が完了するまでは、第三者対抗要件が途絶える(実質的に無担保状態となる)こととなる。また、「失念株主」の相続人等も、被相続人の取得時期や相続の発生時期がかなり昔である場合には、後述する証明資料の用意が困難な場合も想定される。

その意味では、略質質権者や「失念株主」の相続人等の場合、法令上、救済措置の利用が認められたとしても、実務上、その活用が難しいこともあり得るだろう。

## (2)申請手続

前記(1)の「失念株主」が救済措置を受けるための手続としては、法律上、次の3つの方法が定められている(社債・株式等振替法 133 条 2 項)。

名義株主と「失念株主」が共同して請求する。

判決であって執行力を有するものの正本・謄本、これに準ずる書類として主務省令で定めるものを添付して請求する。

利害関係人の利益を害するおそれがない場合として主務省令で定める場合。

<sup>4</sup> なお、「失念株主」が名義株主の相続人等である場合は、上記 (株券電子化前に取得で名義書換未了)に該当するものと思われる。

**共同請求**

は、名義株主と「失念株主」が共同で申請手続を行う場合である。これは（特別口座によって権利保全をされた）名義株主自身が、「失念株主」が真の権利者であることを認めているのであるから、「失念株主」の権利を回復させても支障がないケースだと言えるだろう。

**判決等**

は、裁判所の判決等をもって申請する場合である。これも「失念株主」が真の権利者であることを裁判所等が認めているのであるから、「失念株主」が単独で請求を行っても、その権利を回復させて差し支えないケースだと言えるだろう。

の「これに準ずる書類として主務省令で定めるもの」として、改正政省令は次のものを掲げている（社債・株式等振替命令 17 条）。

和解調書その他判決と同一の効力を有するもの

**利害関係人の利益を害するおそれがない場合**

や の申請手続は確実ではあるが、手続として困難・煩瑣である。そのため、現実に取りうる方法とは余り言えないだろう。従って、「失念株主」の権利回復は多くの場合、 の方法によらざるを得ないだろう。

の「主務省令で定める場合」として、改正政省令は次の場合を掲げている（社債・株式等振替命令 18 条）。

- (イ) 「失念株主」が名義株主の相続人その他の一般承継人である場合に、相続を証する書面その他の一般承継を証する書面を提出して請求する。
- (ロ) 発行会社が「株券を発行する旨」の定款の定めを廃止した日から 1 年以内に、「失念株主」が次のものを提出して請求する。
  - 株券電子化の対象となった株券
  - 「株券を発行する旨」の定款の定めを廃止した日の前に、その株式を取得し、又はその株式を目的とする質権の設定を受けたことを証する書面

(イ)は、相続等により株式を取得したものの名義書換を失念していたケースなどを想定してものである。この場合、相続等を証明する書面を提出して手続を行うこととなる。

(ロ)は、株券廃止（＝株券電子化）後 1 年間に限り、旧株券と株券廃止前に株式を取得した証明の提出という比較的簡便な方法での「失念株主」の権利の回復を認めようというものである。

これは「このような短期間であれば、株券の占有者が権利者である蓋然性が高いので、「失念株主」が判決等を取得しなくても、株券の提示と株式取得の事実を証する資料を添付することで、単独請求による特別口座の開設と当該口座への振替株式を認めようとするもの」と説明されている<sup>5</sup>。

<sup>5</sup> 始関正光（法務省民事局民事法制管理官（当時））「Q&A 平成 16 年改正会社法 電子公告・株券不発行制度」（商事法務、2005 年）p.184。なお、同書では、(ロ)の手続の期限について「失念株主の株式が振替株式となった後 6ヶ月以内であって、かつ、当該会社が株券廃止会社となった日から 1 年以内」（要するに株券電子化の一斉移行の場合は、6ヶ月以内）としていた。今回、公布された改正政省令では、本文の通り、「株券廃止から 1 年以内」とされている。

### 3 . 手続について想定される留意点

「失念株主」の権利回復の手続は、通常、前記2 . (2) (ロ)の旧株券と株券廃止前に取得した証明の提出によって行われることになるものと考えられる。

しかし、この手続を利用する場合に留意すべき点がいくつか考えられる。

#### (1) 証明資料

株式を取得した時期がかなり昔である場合、株券廃止前に取得したことを証明できる資料をどうやって用意するかが問題となる。

例えば、取引を行った証券会社であれば「顧客勘定元帳」で取引履歴を管理しているはずである(金融商品取引業等に関する内閣府令(以下、金融商品取引業等府令)157条1項9号、164条)。証明資料についての実務上の対応は明らかではないが、その「顧客勘定元帳」のコピーを証券会社等から交付してもらえれば、証明資料の一つとして利用することができるのではないかと思われる。

ただ、金融商品取引法上、証券会社(金融商品取引業者)に「顧客勘定元帳」の作成・保存義務(金融商品取引法46条の2)は課されているが、請求に基づいて顧客にコピーを交付する義務は課されていない。従って、コピーの交付を受けるためには、取引先の証券会社と個別に交渉する必要があるだろう。

加えて、「顧客勘定元帳」の法定保存期間は10年である(金融商品取引業等府令157条2項)。そのため、それ以前まで遡ることは困難な場合もあるだろう。

その他、証券会社が発行する「取引報告書」も証明資料の一つとなり得るだろうと思われる。ただし、基本的に再発行は不可であるため、取引時点で発行されたものを顧客が自分の手で保管していなければ利用できないと考えられる。

#### (2) 手続の期限

旧株券と株券廃止前に取得した証明の提出による手続は、前述の通り、1年限定の特例措置となる予定である。

この期限を過ぎると原則的な手続(名義株主との共同請求、裁判所の判決等)が必要となるものと考えられる。

#### (3) 第三者転売の可能性

仮に、本来「失念株主」のものである株式を「名義株主」が善意・無重過失の第三者に株式を売却してしまった場合、いわゆる「善意取得」により、「失念株主」が権利を喪失してしまう危険性がある<sup>6</sup>。この場合、特例措置の期限(1年間)とは無関係に、そもそも特例措置による救済を受けることができなくなるものと考えられる<sup>7</sup>。

<sup>6</sup> 詳細については、拙稿「株券電子化Q & A(基礎編)」(2006年7月26日付DIR制度調査部情報)なども参照。

<sup>7</sup> もちろん、「失念株主」は名義株主を相手に裁判を起こして損害賠償を求める裁判を起こすことは可能だろう。しかし、これには大変な手間や費用がかかることとなるだろう。また、仮に裁判に勝ったとしても、名義株主に資力がない場合などには、結局、

**(a) どのような場合に第三者転売の問題が発生するのか？**

『本来「失念株主」のものである株式を「名義株主」が善意・無重過失の第三者に株式を売却してしまった場合』という、悪意ある名義株主が、自分の名義の特別口座が開設されたのを「これ幸い」と勝手に第三者に転売してしまうケースを思い浮かべることが多いだろう。

もちろん、そのような事態が発生する危険性もあるが、それ以外にも「名義株主」の勘違いなどのため、悪気なしに第三者に転売されてしまう可能性も否定できないのである。

例えば、Xが保有するA社株式25,000株（すべて現物株券）のうち1,000株をYに売却したが、Yは名義書換を失念したとしよう。この状態で株券電子化を迎えた場合、Xのために開設される特別口座にはA社株式25,000株分の記録がなされる。

このXの特別口座にあるA社株式25,000株分の中には、本来「失念株主」Yに帰属するはずの1,000株分が含まれている。しかし、特別口座にあるA社株式の残高の大部分（24,000株分）は、Xが正当に所有するものである。Xとしても、A社株式をタンス株として所持していることを自覚している以上、自分のために特別口座が開設されたことを特に不審とは思わないであろう。

このような状況の下で、Xが、本来「失念株主」Yに帰属するはずの1,000株分も含めて、特別口座にあるA社株式全部を（Xが証券会社等に別途開設した口座に移管した上で）取引所市場で売却してしまったとしても不思議ではない。

**(b) 市場売却されれば、「名義株主」の悪意の有無に関わらず、「失念株主」は株式を取り戻せない**

取引所市場における売買は、取引所の取引参加資格を有する証券会社を通じて集団的に行われる。そのため、原則、売買の相手方を確認することはできない。つまり、XからA社株式を購入した者は、自分の取引相手がXであることや、ましてXが実は無権利者であることを知ることは通常できない。

その結果、Xに悪意があるか否かを問わず、Xから株式を取得した者について「善意取得」が認められ、Yは本来保有するA社株式1,000株を取り戻すことはできないと考えられる。

このように考えると、『本来「失念株主」のものである株式を「名義株主」が善意・無重過失の第三者に株式を売却してしまう』というトラブルは、「タンス株主」の誰もが被害者にも加害者にもなり得る問題なのである。

**(c) 第三者転売の被害者・加害者にならないためには**

以上の点を踏まえれば、「失念株主」が株券電子化後に権利回復を行う場合には、できるだけ迅速に対応することが必要である。もちろん、こうした権利回復手続に頼らなくても済むように、株券電子化前に必要な対応（最低限、株券の所在・名義の確認（未了の場合は名義書換）、出来れば「ほふり」預託）を行っておくことが望ましいことは言うまでもない。

加えて、逆に、自分が、既に売却していることをうっかり忘れて、無意識のうちに加害者にな

ることがないように注意しておく必要もあるだろう。特に、保有する株式の一部のみを売却して、一部は手元に残っているような場合、特別口座にある株式が全て自分のものだと誤認することは十分にあり得るだろう。

前述のように、「善意取得」は「名義株主」に悪意があるか否かを問わず生じる問題である。深く考えずに、自分の特別口座にある株式を全部売却したところ、その中に一部、本来、自分のものではない株式が含まれていたため、「失念株主」に損害を与えてしまった、ということも起こり得るのである。更に、被害を受けた「失念株主」から損害賠償や不当利得返還の訴訟を起こされるという可能性も考えられる。

具体的な対応策としては、自分が保有する株式の所在・数量等を再確認して正確に把握しておくことなどが考えられるだろう。

仮に、株券電子化に当たって、自分が把握している株式数よりも特別口座の残高記録が多い場合<sup>8</sup>には、事実関係を確認する必要があるだろう。そして「間違いなく自分のものである」という確証が得られるまでは、残高の多すぎる部分については移管・売却等を控えることが望まれるだろう。

---

<sup>8</sup> 株券電子化前でも、例えば、自分が把握している株式数に相当する金額よりも多くの配当金が支払われている場合には、同様の事態が発生している可能性があるため、事実関係を確認しておくことが望まれるだろう。なお、自分が本来所有する株式数に相当する金額を超えて支払われた配当金は、本来「失念株主」に帰属すべきものであり、事後的に、「失念株主」から返還を求められる可能性があることも付け加えておく。